

レモンの木のオーナー制度

会員規約

主宰者：たではら農園

この会員規約は、たではら農園（以下「主宰者」といいます。）が提供するレモンの木のオーナー制度（以下「本制度」といいます。）の利用について以下のとおり会員規約を定め、本制度を利用する会員（以下「本会員」といい、個人・法人を問わないものとします。）は、予め会員規約に同意した上で、本制度を利用するものとします。

第1条（目的）

主宰者は、失われつつある日本の文化を次の世代に継承していくための活動を行っており、その中で農業の衰退を憂慮し、これからの農業の発展を願い、本制度を確立することで文化の継承の手助けとなることを目的としています。

第2条（内容）

1. 本会員は、主宰者の管理するレモンの木の中で、主宰者が指定する樹木のオーナーとなり、樹木に実った果実を収穫することができるものとします。
2. 樹木の管理は、主宰者が善良なる管理者の注意をもって行うものとします。

第3条（収穫）

1. オーナーとなった樹木に実った果実を本会員が自ら収穫する場合は、主宰者が指定する収穫日に、主宰者と共に収穫ができるものとし、収穫した果実のうち**5kg**まで取得して持ち帰ることができるものとします。持ち帰らず宅配便等を使用して送付する際の送料は主催者が負担するものとします（1件につき一カ所のみ送料無料）。なお、**5kg**以上収穫したものについては時価で購入できるものとし、宅配便等を使用して送付する際の送料は本会員が負担するものとします。
2. 収穫日に参加できない場合において主宰者に収穫を依頼するときは、主催者が収穫した果実のうち**3kg**を本会員が取得することができるものとします。
 - ① 本会員が取得した果実**3kg**は、宅配便を使用して、本会員の住所へ送付する。
なお、その際の送料は主宰者が負担します（1件につき一カ所のみ送料無料）
 - ② 本会員が取得した果実**3kg**を本会員の住所以外へ送付する場合はその送料は本会員が負担するものとします。

第4条（会員契約）

1. 本制度の利用を希望する者（以下「申込者」といい、個人・法人を問わないものとします）は、主宰者が指定する方法により、会員契約の申込を行うものとします。
2. 主宰者は、会員契約の申込に対し、必要な手続を経た後にこれを承諾します。
3. 主宰者が入会を適当でないと判断した場合は、理由を付した書面をもって承諾しないことができるものとします。
4. 主宰者による会員契約の承諾後、主宰者が指定する方法によって申込者が年会費の支払いを行った時点で、会員契約が成立するものとします。
5. 本制度の申込は会員1名に付、1口までとします。

第5条（年会費）

本会員は、本制度の会費として、1口に対し年額1万円（税別）を支払うものとします。

1. 年会費は、主宰者が指定する方法によって支払うものとします。なお、その際の振込手数料は、本会員の負担とします。
2. 年会費は、会員契約が解除となった場合でも、一切の返金はしないものとします。

第6条（契約期間）

会員契約の有効期間は、会員契約が成立した日から満1年間とします。

第7条（契約解除）

1. 本会員は、会員契約期間中であっても、1か月の予告期間をもって、主宰者が指定する方法により、本契約を解約することができるものとします。
2. 前項にもとづく解約については、本制度に対し損害が生じないよう配慮するものとします。

第8条（強制解除）

主宰者は、本会員が、次の各号に該当したときは、何らの催告をすることなく会員契約を解除することができるものとします。

1. 年会費の支払いを1年以上怠ったとき
2. 本会員主宰者間の信頼関係を著しく害すると認められたとき
3. 本会員（法人の場合、役員等を含むこととします。）が暴力団、暴力団関係企業若しくはこれに準ずる者又はその構成員であることが判明したとき
4. 本規約に違反したとき

第9条（譲渡禁止）

本会員は、会員契約に基づく権利義務の全部又は一部を、主宰者の書面による事前の同意がない限り、第三者に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第10条（規約変更）

主宰者は、本会員への事前通知、承諾なしに本規約を随時変更することができるものとします。変更の内容は、蓼原農園ホームページ（<http://tadeharanouen.com/>）上に1か月表示した時点で、全ての会員が了承したものとみなします。

第11条（中断、停止）

本制度は、次の各号に該当したときは、会員への事前通知、承諾なしに、本制度の一部又は全部を中断または停止する場合があります。

1. 主宰者に緊急事態が発生したとき
2. 天災地変その他不測の事態により、本制度運営継続が困難となったとき

第12条（不可抗力）

天災地変その他主宰者本会員の責めに帰すべからざる事由により、本規約の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じたときは、この規約はその部分について、当然に効力を失い、主宰者及び本会員は、ともにその責を負わないものとします。

第13条（合意管轄）

本制度の利用に関して紛争が生じた場合は、主宰者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上